

平成 29 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー  
代表者名 代表取締役社長 白 岩 直 人  
(東証・コード：7172)  
問合せ先 執行役員管理本部長 杉 本 健  
( TEL. 03-6804-6805)

## 証券取引等監視委員会による当社元従業員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元従業員による内部者取引について金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

当社といたしましては、株主・投資家をはじめとする全ての関係者の皆様に深くお詫び申しあげますとともに、平成 29 年 5 月 2 日付「社内調査に基づく社内処分について」にて公表の再発防止策に取り組んでおります。

### 1. 勧告を受けた事由の概要

勧告によると、課徴金納付命令の対象者である当社元従業員は、当社在籍中の平成 27 年 6 月 29 日から同年 7 月 17 日までの間、平成 27 年 11 月 16 日および平成 28 年 7 月 29 日から同年 8 月 10 日までの間において、自己および親族の計算において当社株式合計 16,300 株を買付価額合計 3450 万 9570 円で買い付けました。

以上の行為が、金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第 166 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当するものと認められました。

上記の法令違反に対し、当該元従業員が金融商品取引法に基づき納付を勧告されている課徴金の額は、434 万円です。

### 2. 当社の対応について

当社は、本件判明後、証券取引等監視委員会の調査に積極的に協力するとともに、社内調査委員会を設置し、事実確認、原因究明を行ってまいりました。その結果、当社において当該元社員が金融商品取引法違反に該当する行為を行った事実を確認しましたことは、平成 29 年 5 月 2 日付「社内調査に基づく社内処分について」（以下、「平成 29 年 5 月 2 日付リリース」といいます。）にてお知らせしましたとおりであります。

なお本件に関し、当社およびすべての連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）ならびに当該元社員以外の当社グループ役職員の関与は、一切ございませんでした。また、平成 29 年 5 月 2 日付リリースのとおり、既に当該元社員、代表取締役および管理本部長に対する社内処分を実施済みであります。

### 3. 再発防止のための施策と取り組み状況について

当社は、平成 29 年 5 月 2 日付リリースに記載の再発防止策を講じておりますが、現時点での取り組み

状況は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス意識の向上

当社グループ役職員は、当社グループ「コンプライアンス・マニュアル」の内容を再認識し、コンプライアンスに関する誓約書を提出しました。

(2) インサイダー取引防止にかかる社内規程の見直しおよび勉強会の実施

当社は、実務担当者に社外研修会へ参加させ、インサイダー取引防止に関する知識・理解を向上させるとともに、インサイダー取引防止規程の内容を見直し、平成 29 年 5 月開催の当社取締役会にてインサイダー取引防止規程の一部改定を決議いたしました。そして改定の決議を受けて、当該規程の改定内容を周知・理解させるための社内勉強会を平成 29 年 6 月に開催し、確認テストを実施いたしました。上記に加えて、外部講師を招聘したインサイダー取引防止セミナーの開催を平成 29 年 7 月に受講、また、グループ全社員を対象としたインサイダー取引防止の E-ラーニングを平成 29 年 9 月に実施しました。

今後も、継続的にインサイダー取引防止に関する社内講習、社外セミナー等を実施し、インサイダー取引防止に努めてまいります。

(3) インサイダー取引防止にかかる管理体制強化と監査指導

役職員による当社株式の売買について、事前承認申請から売買結果報告までの一連の経緯が明瞭になるように申請書様式を変更し、事務フローを見直すことによって管理体制を強化しました。また、決算情報等の重要事実を保有する蓋然性の高い部門に所属する役職員の当社株式の売買可能期間を厳格化いたしました。さらに、従前より年 2 回、株主名簿と役職員の当社株式の保有状況の照合・確認を行っておりましたが、平成 29 年 6 月より役職員に対して、名義の如何にかかわらず自己の計算において保有するすべての当社株式の保有状況を申告させる運用に改めました。

これら一連の管理体制強化を通じて、インサイダー取引防止にかかる実効性を高めるとともに、不正売買に対するけん制機能を強化いたしました。

(4) 内部通報制度の改善

内部通報制度の存在および意義を改めて周知徹底するとともに、内部通報制度の利用促進を図っております。

以 上

参考：平成 29 年 5 月 2 日付「社内調査に基づく社内処分について」



平成 29 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー  
代表者名 代表取締役社長 白 岩 直 人  
(東証・コード：7172)  
問合せ先 執行役員管理本部長 杉 本 健  
( TEL. 03-6804-6805)

## 社内調査に基づく社内処分について

この度、当社元社員による、当社規程に反した当社株式の売買行為が判明いたしました。株主・投資家の皆様、市場関係者の皆様およびお取引先様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることになり、心より深くお詫び申し上げます。

社内調査の結果、上記の事実が判明いたしましたので、関係者への処分、再発防止策を含めまして、次の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社株式の無断売買の発覚した経緯および不正行為の概要

当社は、社外から、当社元社員（以下、元社員という。）が、当社の把握していない当社株式の売買を行っているのではないかと指摘を受け、社内調査を行いました。その結果、当該元社員は、当社インサイダー取引防止規程に基づく事前届出のないまま、当社株式を売買した事実が判明しました。

#### 2. 社内調査委員会の設置による事実確認

当社では全容解明と今後の再発防止策を検討するため、当社常勤監査役を委員長とする社内調査委員会（以下、調査委員会という。）を設置して、調査を進めてまいりました。

今般、調査委員会による調査報告書が当社宛に提出され、元社員は上記社内規程に違反して、当社に届け出なく当社株式を売買した事実を認めました。またかかる売買行為は、法令にも抵触する可能性が極めて高いことも確認されました。

#### 3. 当社グループにおける類似事象の有無

当社およびすべての連結子会社（以下、当社グループという。）について、類似事象にかかる調査を実施し、当社株式の無断売買行為およびインサイダー取引の有無について検証しましたが、類似事象は確認されませんでした。

#### 4. 再発防止策について

当社といたしましては、元社員による不正行為という事実を厳粛に受け止め、グループ経営上の課題として、調査委員会の提言に従い改善を進めるとともに、以下の通り再発防止に取り組んでまいります。

##### (1) コンプライアンス意識の向上

当社グループ役職員に対し、コンプライアンス違反の認識および影響の重大性について理解促進を図ります。また、取締役をはじめとする全役職員に対し、インサイダー取引防止の重要性を再認識させて、法令遵守体制の強化に努めます。

##### (2) インサイダー取引防止にかかる社内規程の見直しおよび勉強会の実施

当社グループのインサイダー取引防止規程の全般的な見直しを行い、当社株式の売買にかかる社内ルールを、再度当社グループ会社に周知、徹底いたします。また、当社グループの派遣社員を含む全役職員にインサイダー取引全般にかかる知識習得、再確認のためにE-ラーニングを含めた定期的なインサイダー取引防止研修の実施、実務担当者の社外の各種勉強会、セミナー等への派遣を通じた知識習得により、法令遵守の啓蒙に努めます。

##### (3) インサイダー取引防止にかかる管理体制強化と監査指導

当社グループの内部管理体制全般を見直し、運用の徹底を図るとともに、インサイダー取引防止にかかる内部監査項目の強化を通じて再発防止に努めます。

##### (4) 内部通報制度の改善

従前より設置している内部通報の利用方法および通報者保護の責務について、当社グループ役職員に、再度周知徹底し、不正行為等の早期発見と是正に努め、コンプライアンス経営の強化に資することといたします。また通報者保護体制を強化するために、外部通報先を新たに確保いたします。

#### 5. 経営管理責任と元社員への処分

当社は、今回の事態の重要性に鑑み、元社員に対する就業規則上の懲戒処分を行うとともに、経営責任および管理責任を明確にし、今後このような事態を二度と発生させないため、以下の通り、代表取締役の役員報酬の減額及び情報管理担当者の社内処分を行いました。

|         |               |       |     |
|---------|---------------|-------|-----|
| 代表取締役社長 | 本人の申出に基づき月額報酬 | 10%減額 | 1ヵ月 |
| 管理本部長   | 月額給与          | 5%減額  | 1ヵ月 |

#### 6. 終わりに

当社といたしまして、今回の不正行為を未然に防ぐことができなかったことにより、株主・投資家の皆様、市場関係者およびお取引先様の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけする結果となり、誠に申し訳なく存じております。今後は、一刻も早く関係各位の信頼を回復すべく、法令を遵守した再発防止策の具体的な行動を実践し、再発防止に努めて参ります。

以 上